

旅館・ホテル等における 防火安全対策について

～まさかの**火災**に日ごろの備えを！～

日常の火気管理

防火安全対策を推進するために、日常の火気管理に十分注意しましょう。

- 建物の周囲に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策を徹底しましょう。
- 喫煙などの火気管理を徹底しましょう。
- 厨房機器等の火気使用設備・器具の管理を徹底しましょう。
過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用が有効です。
- 階段、通路などの避難経路や防火戸・防火区画の管理を徹底しましょう。
- 施設内でカーテン・じゅうたんなどを使用する場合は、防災物品を使用しなければなりません。
また、寝具・ソファーなどに防災性能を有する製品を使用すると、火災の拡大防止に有効です。

夜間における応急体制の確保

夜間に火災が発生した場合を想定して、避難などについて備えておきましょう。

旅館・ホテル等では、夜間に火災が発生した場合、就寝中の利用者があるなど、避難に遅れが生じる可能性があります。そのため、従業員による避難誘導、通報などの確実な実施が重要です。

○火災を発見した場合の対応について

- ・自動火災報知設備が作動した場合は、火災の疑いのある場所に駆け付けます。
近くに消火器がある場合などは、消火器を携行します。
- ・火災を発見した場合は大きな声で叫び、周囲に知らせます。
- ・火災室に自力で避難できない人がいる場合には、安全を確保した上で、一時的に安全な場所に避難させましょう。
- ・火災室に逃げ遅れた人がいないことを確認し、消火器などにより消火します。

○消防機関への通報

- ・早期に119番通報をして、必要な事項を速やかに伝えましょう。

○避難の呼びかけについて

- ・火災の発生を叫びながら、客室のドアをたたき、避難を呼びかけましょう。
- ・呼びかけをしながら、逃げ遅れた人の有無を確認しましょう。

従業員が少ない夜間は、これらのことを効率よく、確実に実施する必要があります。
夜間を想定した消防訓練の実施などにより、夜間における応急体制を確保しましょう。

防火管理の実施

従業員などを含めた施設全体の収容人員が30人以上の場合は、防火管理者を選任し消防計画を作成のうえ、消防訓練の実施、日常の火災予防の点検など、防火管理業務を実施しなければなりません。

消防用設備等の設置・維持管理

- 消防法令により、**すべての旅館・ホテル等には自動火災報知設備の設置が義務付けられています。**
また、建物の規模によりスプリンクラー設備などの消防用設備等の設置が義務付けられています。
- 設置されている消防用設備等は、いざというときに確実に作動するよう点検を実施するなど、適正に維持管理をしなければなりません。

以上のことに注意して、防火安全対策を徹底しましょう！

山武郡市広域行政組合消防本部予防課 東金市家徳384番地2
電話 0475-52-8754 FAX 0475-55-0131

